学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症は、次の表のように定められており、学校保健安全法第１９条の規定により、出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため友人等との接触は避けてください。

なお、病状が回復し登校するときには、必ず医師の診察を受け、下記の「学校感染症治癒通知書」を記入して頂いて、担任へ提出をお願いします。

※インフルエンザについては、「インフルエンザ罹患報告書」を提出してください。

※新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」を提出してください。

	出席停止とする感染症の種類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、 新型コロナウイルス感染症（今後、感染症法での位置づけが変更される予定です）　等
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜炎（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※「学校感染症治癒通知書」は文書料の負担がかかる場合もあります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ き ・・ り ・・ と ・・ り ・・ せ ・・ ん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

〔　学校感染症治癒通知書　〕

広島翔洋高等学校長　様

次のとおり、加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

氏　名	（普　通　科 ビジネス科　　年　　組　　番）
診断名	
療養した期間	年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

【担任記入欄】

前日の早退等	登校した日
／	／　　校時から出席